

【別紙5】映像表示・音響システム機能評価項目一覧表（案）

○：対応可能 ×：対応不可

項目	内容	対応可否
映像表示・音響システム	<p>☑起動、操作が迅速かつ容易にできるようなシステムである。</p> <p>「図表1 映像入力元一覧」に記載の総合防災情報システム、遠隔会議システムの映像、テレビ・インターネットの情報、外部機関の持ち込みPCの映像（以下「映像等」を集約し、連携するシステムへ任意に表示できるようなシステムである。</p> <p>特別会議室1、特別会議室2、委員会室、庁内共聴システム等、「図表2 映像出力先一覧表」に記載の各種映像表示機器へ映像が出力できる。庁内共聴システムへの映像出力に関しては映像表示・音響システムから映像を送信できる環境を構築し、庁内共聴システムまでの配線作業を実施する。</p> <p>1つの映像表示装置（モニター等）に対しては12画面以上の合成映像等を表示できる。</p> <p>表示レイアウトは、各映像を大小自由な大きさ・比率で配置して表示できる。</p> <p>映像入力32以上、映像出力32以上を有する。</p> <p>入出力の増加に対応できるようにカード単位・シャーシ単位での拡張性も持つシステムである。</p> <p>地上波テレビが同時に3局視聴可能である。</p> <p>特別会議室1のメインモニターへの映像入力系統は2重化し安全性を確保できる。</p> <p>20以上のURLをソースとして登録でき、WEB情報を表示させるためのノートPCを接続することなく、プリセットの中に自由に配置し表示できる。</p> <p>レイアウトの呼び出しおよびプリセット登録されたレイアウトへの映像ソースの割り当ては映像操作端末（タブレットまたはタッチパネル）から簡単な操作で行える。</p> <p>特別会議室1、特別会議室2でそれぞれシステムの操作ができるように、映像操作端末は3台（有線1台、無線2台）以上を設置する。</p> <p>表示させたWEB情報画面の拡大・縮小などの操作は特別会議室1に設置するプレビューモニターで実施できる。</p> <p>専用の映像操作端末（タブレットまたはタッチパネル）では、映像の切り替えの他に、特別会議室1設置のカメラ、各部屋に設置された音響設備を制御でき、システムの一元的管理を可能である。</p> <p>遠隔会議システム、総合防災情報システムと連携し、映像・音声の入出力が可能である。</p> <p>停電時、自家発電機が作動するまでの間に動作が停止しないよう停電対策を実施できる。</p>	
映像表示装置	<p>☑特別会議室1のメインモニターはLEDサイネージ（画面サイズW4800×H1350mm、LEDピッチ 1.875mm以下）とし、壁面設置とすることができる。</p> <p>LEDサイネージの設置の際は、端面部分の保護のため、左右下から衝撃に耐えうる材質のもので囲うなど対策が講じられている。</p> <p>映像表示・音響システムから12画面以上の映像等を表示できる。</p> <p>LEDパネルは国内メーカー品とし、納品にあたり事前に国内工場の実機確認ができ、出荷前検査の証明資料が提出できる。</p> <p>LEDサイネージについては、国内工場での機器の修理体制を有している。</p> <p>LEDサイネージについては、経年劣化によるモジュール毎の色のバラつきを、色合わせ機能により合わせることができる。</p> <p>特別会議室2に、70型以上の可搬型モニターを設置する。</p> <p>☑別会議室1では会議等の着座状態においても、メインモニターの視認性が確保されている。</p> <p>特別会議室1、特別会議室2、会議室（消防団本部）、調査指導班に計4台75型電子黒板を設置する。</p> <p>特別会議室1ではLEDサイネージに表示される映像を確認でき、WEB情報画面の拡大・縮小などの操作が可能なプレビューモニター（22inch以上）を設置する。</p>	
災害対策本部会議室用カメラ	<p>特別会議室1の映像をオペレーションルーム等に共有するため天井にPTZ機能付きカメラを設置する。</p> <p>カメラ映像は遠隔会議システムにも特別会議室1の映像として取り込める。</p> <p>カメラの制御は映像操作端末（タブレットまたはタッチパネル）で実現可能である。カメラ専用の赤外線ワイヤレスリモコンも準備している。</p>	
音響設備	<p>特別会議室1及び特別会議室2には天井埋め込み又は壁面設置型のスピーカーを設置し、映像表示・音響システムで選択した音声を出力できる。</p> <p>特別会議室1には会議用の卓上マイク25台、特別会議室2にワイヤレスマイク2本を設置し、映像表示・音響システムに音声入力をできるようにすること。</p> <p>特別会議室1の卓上マイクは遠隔会議システムのマイクとしても活用できる。また自由に配置できるよう無線方式である。</p> <p>音響設備の制御は映像操作端末から行え、マイク設備の音量調整や、拡声する映像音声の選択などを可能である。</p> <p>音響設備は部屋内に十分に音声が届くように設計・整備し、ハウリング対策が講じられている。</p>	

<p>ネットワーク等</p>	<p>映像・音声の切り替えを映像操作端末で実施できるように特別会議室1及び特別会議室2には無線環境を整備されている。</p> <hr/> <p>以下の部屋には持ち込みPCや可搬型モニターに映像入・出力ができるように映像コンセントを設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特別会議室1 - 特別会議室2 - 庁舎4F委員会室 - 別館1F～3F^{※1}の指定する会議室 <p>※1 なお南別館1F～3Fについては、令和8年度の南別館改修工事後に映像コンセント等の機器の設置を行う。本業務においては、新庁舎3F無線室部分の機器構築までとし、南別館側での構築作業は令和8年度の保守業務内で対応をする。</p>	
----------------	--	--